平成30年度 財政援助団体等監査(1)監査結果措置状況 公益財団法人神戸いきいき勤労財団

| 監 査 結 果 の 概 要 | 措置内容 | 措置状況 |
|--|--|------|
| (3) 指摘事項 会計に関する事務 ア 会計規程の変更を行うべきもの 財団は公益法人会計基準に基づき財 務諸表を作成しており,固定資産につ いては基本財産,特定資産及びその他 固定資産として記載している。しかし, 財団で定める会計規程は,固定資産の 科目が有形固定資産,無形固定資産, 投資その他の資産の区分のままとなっ ていた。 現在の会計基準に適合させるため, 会計規程の変更を行うべきである。 | 特定資産の項目が追加された際に, 会計規程の見直しを行っていなかった ことが原因である。 平成30年12月1日付で会計規程 の改定を行った。 | 措置済 |
| イ 財務諸表の注記の記載を適正に行う べきもの (ア) 満期保有目的債券の情報を注記に 記載するべきもの 公益法人会計基準では財務諸表の 注記事項として,満期保有目的の債 券の内訳並びに帳簿価額,時価及び 評価損益を記載しなければならない としている。 財団では,基本財産3,000万円に ついて満期保有目的の有価証券(神 戸市債)として保有しているが,注 記の記載を行っていなかった。 満期保有目的債券の情報を注記に 記載するべきである。 | 満期保有目的の債券の時価及び評価 損益について,平成30年度決算から 注記に適切に記載する。 | 措置済 |
| (イ) 会計基準の変更を注記するべきもの 固定資産の減価償却について,財団ではシルバー人材センター分を除く什器備品について,減価償却の方法を平成28年度に定率法から定額法に変更している。 公益法人会計基準では,「重要な会計方針を変更したときは,その旨,変更の理由及び当該変更による影響 | 平成31年1月から顧問契約を結んだ公認会計士の助言を受けながら,今後重要な会計方針を変更した際には,注記に適切に記載する。 | 措置済 |

| 監査結果の概要 | 措置内容 | 措置状況 |
|--|---------------------|------|
| 額を注記しなければならない。」とあるが,平成28年度決算の財務諸表にはその記載を行っていなかった。 今後,重要な会計方針を変更するときは公益法人会計基準に基づいた記載を行うべきである。 | | |
| 財産管理を書称の では | 25 日の幹部会において、周知徹底を図 | 措置済 |
| (イ) 財団に所属する備品について固定 資産に計上するべきもの 指定管理施設の備品台帳で財団所 有分と確認できる備品のうち,会計 規程で固定資産として定める20万円 以上の備品について,固定資産とし | ことが原因である。 | 措置済 |

| 監査結果の概要 | 措置内容 | 措置状況 |
|---|---|---------|
| て計上していなかった。 | 固定資産台帳に記載した。 | |
| 固定資産として管理を行うべきで ある。 | 今後は,備品の購入時点で,所有 区分を明確にして管理する。 | |
| <i>ග</i> ි. | 区ガを明確にして官珪する。 | |
| (4) 意見 | | |
| 会計処理について | | |
| ア 引当金の計上について | ᄑᄙᅁᄯᄱᄼ | +# 空 >> |
| 財団では,引当金について平成29年 度から退職給付引当金32万円を計上し | 平成31年1月から顧問契約を結んだ 公認会計士の助言を受けながら,平成 | 措置済 |
| たがら返職品的引用金32月172日エリーでいる。 | 30 年度決算において賞与引当金を計 | |
| 一方で,それよりも金額が大きいと | | |
| 思われる賞与引当金については計上し | | |
| ていない。 | | |
| 財団の会計規程では、引当金につい | | |
| て、必要があるときは引当金を設定す | | |
| ることができるとされているため,財 務諸表に賞与引当金を計上することを | | |
| 一 | | |
| IXII C I VICO 10 | | |
| 指定管理施設の利用料金の減免手続に | | |
| ついて | | |
| 財団が指定管理者となっている神戸 | 指定管理者において減免対象者が明白 | 措置済 |
| 市勤労会館及び神戸市立勤労市民セン ターの利用料金の減免等については,条 | である場合は利用料金減免申請書の提 出を要しないよう、減免基準の一部改 | |
| 例で市長の承認を得て定める基準によ | 山を安しないよう、減免参学の「部政 正を行い 平成31年1月から施行した。 | |
| って行うこととなっており、利用料金の | | |
| 減額又は免除を受けようとする者は,利 | | |
| 用料金減免申請書に指定管理者が必要 | | |
| と認める書類を添えて,申請と同時に提 | | |
| 出しなければならないとしている。 | | |
| 減免理由の一つには,直前割引制度が | | |
| あるが,実務においては減免申請書の提出を求めていない事例が見られた。これ | | |
| は、施設利用率向上策としての割引制度 | | |
| であり、必ずしも申請書の提出を求めな | | |
| くとも対応可能と思われる。 | | |
| 利用料金の減免について,上記割引制 | | |
| 度の事務の実態を勘案しつつ,基準の見 | | |
| 直しを検討されたい。 | | |
| | | |
| | | |